審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画係
内線番号	5291

No.	項目		内容
1	処分名		土地の占用の許可(流水の占用を伴うもの、国との協議が必要なもの及び2以上の土木事務所等に係るものに限る。)
2	法令名		河川法
3	法令番号		昭和39年法律第167号
4	根拠条項		第24条
5	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
7	審査基準		NO.4審査基準のとおり ・河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年建設省令第13号) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号) ・河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日国土交通事務次官通達) ・工作物設置許可基準(平成14年7月12日河川局治水課長通達) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達) ・京都府河川の占用等に関する条例(平成12年条例第11号) ・河川管理規則(昭和43年京都府規則第13号) ・河川管理規則の施行について(昭和43年5月31日付け5河第157号土木建築部長通知) ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」 (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)
8	経由機関名		各土木事務所、大野ダム総合管理事務所
9	協議機関名		関係市町村等
10	標準処理期間		(⑪合計期間)申請のあった日から90日以内
		経由機関	30日以内
		協議機関	30日以内
		当該処分期間	30日以内
12	問合せ		建設交通部河川課(075-414-5291)、各土木事務所施設保全課、大野ダム総合管理事務所管理課
13	備考		

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画係
内線番号	5291

No.	項目		内容
1	処分名		土地の占用の許可(流水の占用を伴うもの、国との協議が必要なもの及び2以上の土木事務所等に係るものを除く。)
2	法令名		河川法
3	法令番号		昭和39年法律第167号
4	根拠条項		第24条
5	処分権者		各土木事務所長又は大野ダム総合管理事務所長
6	法令の定め		第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
7	審査基準		NO.5審査基準のとおり ・河川管理施設等構造令施行規則(昭和51年建設省令第13号) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号) ・河川敷地占用許可準則(平成17年3月28日国土交通事務次官通達) ・工作物設置許可基準(平成14年7月12日河川局治水課長通達) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達) ・京都府河川の占用等に関する条例(平成12年条例第11号) ・河川管理規則(昭和43年京都府規則第13号) ・河川管理規則の施行について(昭和43年5月31日付け5河第157号土木建築部長通知) ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)
8	経由機関名		なし
9	協議機関名		なし
10	標準処理期間		(⑪合計期間)申請のあった日から30日以内
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分期間	30日以内
12	問合せ		各土木事務所施設保全課、大野ダム総合管理事務所管理課
13)	備考		